特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であることが認められる次の建築物について、同法第22条第３項の規定により必要な措置を命じようとしたが、命ぜられるべき者を確知することができないため、同条第10項後段の規定により公告する。

令和７年５月７日　南島原市長　松本　政博

１　建築物

所在地　長崎県南島原市口之津町甲2163番７

家屋番号　2163番７の３

種類　店舗